こども誰でも通園制度

1．こども誰でも通園制度とは

保育園等に通園していない家庭のお子さんを対象に、保育園や認定こども園などの施設で、月 10 時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

2．対象となるお子さん

鶴田町在住で、子どものための教育・保育給付を受けていない（0 歳 6 か月～）

満 3 歳未満のお子さん

※満 3 歳（3 歳の誕生日前日）になると利用できなくなります

3．利用可能な時間

お子さん 1 人につき　月 10 時間まで

※施設により 1 回あたりの利用可能時間が異なります

4．利用料金

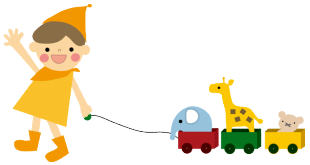

各利用施設が設定した利用料（１時間３００円以内）

※実施施設に直接お支払いいただきます

※給食やおやつ等利用料のほかに実費負担が係る場合があります

※生活保護世帯や非課税世帯等の場合は減免制度があります

5．利用の流れ

① 利用申請 – こども誰でも通園制度総合システムポータルサイト（つうえんポータル）から申請するか申請書を子ども健康課子育て支援係へ提出してください

↓

② 利用認定 – 町で申請を承認後、保護者の申込みのメールアドレスにアカウント発行メールが届きます

↓

③ 登　　録 – つうえんポータルにお子さんの情報を登録してください

↓

④ 初回面談 – つうえんポータルから初回面談の予約を申込みください

↓

⑤ 利用予約 – 初回面談終了後、つうえんポータルで利用日を予約することができます

↓

⑥ 利　　用 – 予約日に施設を利用します

登降園時に施設が提示する二次元バーコードを読み込むことで、登降園の時刻がつうえんポータルに登録されます

利用後は施設へ利用料金をお支払いください

6．キャンセルについて

利用日前日１７時以降のキャンセルの場合は利用時間を消費します

また、キャンセル料が発生する場合があります

7．利用開始後の変更届について

申込み後または利用開始後に、家庭状況等の変更があった場合には、必ず変更届を提出してください（例　婚姻、離婚、出産、転居等）

8．利用登録の消滅について

以下の事情の場合は、利用登録の消滅の手続きが必要です

・鶴田町から転出する場合

・その他の理由で、利用登録を消滅する場合

※保育所等への入園または３歳の誕生日の前日になると、自動的に利用登録は消滅します

９．注意事項

・月ごとに利用施設の変更は可能ですが、初めて利用する施設の場合は初回面談が必要です

・障がいやアレルギーなど特別な配慮が必要な場合については、安全に保育を行うため、初回面談時に聞き取りを行います

・持ち物等は利用施設に確認してください

１０．実施施設

余裕活用型　施設の空き状況を活用し、在園児と一緒に預かる施設です

幼保連携型認定こども園

○つるた乳幼児園　☎２２－３７６５

実施曜日　火・木・金曜日

実施時間　９時 30 分～１１時 30 分

受入年齢　６ヶ月～２歳児

給食等　給食：無し

おやつ：無し

○ＮＯＧＩこども園　☎２２－５７１９

実施曜日　月～金曜日

実施時間　９時～１２時

受入年齢　６ヶ月～２歳児

給食等　給食：無し

おやつ：有り（実費）

１１．その他

※０歳児、１歳児、２歳児の区分は、４月１日時点での年齢です

※３歳の誕生日の前日になると利用できなくなります

詳しくはパンフレット等をご覧ください

こども家庭庁
こども誰でも通園制度

鶴田町
こども誰でも通園制度

鶴田町

こども誰でも通園制度

鶴田町役場 子ども健康課 子育て支援係
電話：0173-22-2111（内線 135・145）